

村では新たに 「空き家条例」を施行しました

■問合せ 生活環境課 ☎029-885-0340(内)215

近年、老朽化した危険な空き家が全国的に増加し、社会問題となっています。美浦村においても放置されている空き家が周囲に悪影響を与えている事例が増えてきています。本来、空き家は個人の財産であり、適正な管理は所有者の責務となるのが原則ですが、実態として管理されていない空き家が発生しています。今後も空き家の増加が予想されることから、村では所有者の管理責任を明確化するとともに、空き家の活用推進や発生の予防に関し必要な事項を定め、村民の安全で安心な生活環境を確保し、地域の良好な景観を保全するため「美浦村空家等対策の推進に関する条例」を制定し、4月1日に施行しました。

▶主な内容

① 所有者等の責務



空き家の所有者等は、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう適正な管理に努めるとともに、空き家とならないよう売買や賃貸など流通に努めるよう定めています。

② 行政指導等



空き家が管理不全な状態である場合は、村が「助言や指導」を行います。村の指導に従わず状態が改善されない場合、「勧告」「命令」を受ける場合があります。※命令を受けたにもかかわらず状態を放置した場合は「氏名等の公表」や建築物の除却等の「代執行」を行うこともあります。

③ 情報提供



村民の皆さまにおいては、適正な管理がされていない空き家を確認したときは、村に空き家の情報を提供下さいますようお願いいたします。(電話でも可能です)

④ 緊急安全措置



台風などの自然災害等の影響で、明らかに空き家の倒壊や建築材の飛散等などのおそれがあり、緊急に村民の安全を確保する必要がある場合は、村が防護ネットの設置や、立木の伐採など簡易的な措置を講じます。

▶空き家に関する便利な制度を活用しましょう

空き家バンク

空き家を売却及び賃貸を希望する所有者の方は、村の空き家バンクに登録ください。村のホームページ等で登録情報を公開し、空き家の利用を希望する方に物件情報を提供する制度です。

解体費用の一部助成（新制度）

倒壊のおそれがあるなど再利用が困難な場合は、空き家を解体して敷地を活用しましょう。解体工事費にかかる費用の3分の1（上限30万円）を村が助成します。